

総合研究 ● 教育と法 ● 教育と法 研究会

第50回 新任教員の自殺と学校の支援体制

星野 豊（筑波大学准教授）

新年度を迎えるにあたり、学校の運営において重要な点の一つは、新任教員を職場と業務に適応させることであるが、特に学校全体として配慮する点が必要となるのは、教員の精神面の安定をいかにして保ち、精神的不調から疾患に陥ることを防止するのである。本稿では、新任教員が着任後短期間でうつ病を発症し、約半年後に自殺した事案である、静岡地裁平成23年12月15日判決・平成20年（行ウ）12号事件を取り上げ、教員の心身の不調に対する学校の対応の方について考えてみる。

1 事実関係

Aが担当する1週間の授業数は、週18時間ないし19時間であり、このほか、県の初任者研修を週6時間受けていた。また、Aの勤務状況は、おおよそ午前7時に出勤して授業準備を行い、午前8時ころから教室で授業等を行った後、午後5時ころには職員室に戻り、午後6時ないし7時ころには帰宅するというものであった。

Aには特に持病はなく、B小学校における教員補助業務も、大きな問題もなく行っていた。Aは、初任者研修で記載を指示された資料において、入学式直後の4月上旬は、「これから始

Aは、眞面目で責任感が強いところがあった反面、自分の思いを貫こうとする気持ちが強く、人に頼ることが苦手な面があつた。同年度の県の小学校における新規採用教員は、大部分が学級担任となつており、2年生ないし4年生を担任するのが通常であった。Aが担任した学級は、男子児童17名、女子児童15名の合計32名のクラスであり、そのうち、「配慮していく児童」として申し送りのある児童が3名いたほか、外国人が3名いたが、これらの児童構成は、他のクラスもほぼ同様であった。なお、同年度に4年生を担任した他の教諭は、いずれも教師経験年数が20年を超えていた。

教員Aは、大学学部を卒業後、約半年間幼稚園で調査協力員等の仕事をし、翌年4月から1年間、市立B小学校において教員補助業務に従事した。続けてAは、市の公立学校教員として採用され、改めてB小学校に教諭として着任し、4年生の担任として勤務していた。

Aには特に持病はなく、B小学校における教員補助業務も、大きな問題もなく行っていた。

まる一年間がとても楽しみでわくわくしている」と記載したが、4月中旬頃、全教員が集まる校内研修会に出席せずに教室で涙ぐんでおり、話を聞いた養護教諭に対し、授業がうまくできず、学級崩壊のようになるが、誰に相談していいか分からないと訴えた。

その後、4月下旬頃から5月上旬にかけて、母親に抱っこされて登校した児童が教室に行くことに抵抗したり、保護者から児童が隣の席の児童からお腹を叩いたり鉛筆でいじわるをされ困っているから何とかしてほしい旨の連絡が入ったり、クラス内の児童が特定の児童の文房具をとつて隠すといういじめを繰り返していたことが発覚したり、カンニングを注意された児童がパニックを起こして教室を飛び出したりと「なぜこんなにも多くの問題がおくるんだろうかと打ち拉がれた思いになる」等と記載した。この頃、同クラスの理科と書写の授業を担当していたC教頭は、児童らの表情が硬く、反応がない様子であつたことを指摘し、また、同クラスの図工の授業を担当していたD教諭から

は、児童らの描く絵が、画面いっぱいになぐり描かれているものや、戦争や地獄のような様子が描かれているものが多くなっていたことが指摘されていたため、教務主任であったE教諭が、Aと直接話をする機会を設けたところ、Aは床に突っ伏して激しく泣いた上で、学級運営に悩み苦しんでいる旨を伝え、授業中の教室に来て自分を見ていてほしいと依頼した。

Aは、5月中旬頃より、初任者研修資料に、「抜け落ちたように気力がなかつた」「自分の中に鉛のように重い何かがある」「いろいろなことに見通しがもてないようで、漠然と不安がある」と記載し、週の指導週案の「生活指導その他」欄に「一日一日がすぎていく。それはやさしい」と記載した後は、指導週案の当該欄に何も記載しなくなつた。

5月下旬頃以降、クラスの児童Fが他の児童との間で種々のトラブルを生じさせるようになり、他の児童らによるいたずら等も続発し、Aは、6月下旬頃、初任者研修資料に「教室での落ち着かない雰囲気に、がっくり疲れた」、「私の注意はほとんどきかず、大騒ぎが続いて、ど

うしたらいいかわからない。疲れきつた」等と記載した。この頃、Aは、E教諭から、教室内で騒いでいる児童がいたにもかかわらずそれを注意しなかつたことを指摘され、「給料もらつてるんだろう、アルバイトじゃないんだぞ、ちやんと働け」などと叱責された。

それ以降も、授業中、児童FがAの指導に反発し、「近づくな」「教師失格」「それでも教師」等と言い、「前とか後ろに一生来ないで。先生が来るとストレスがたまる」「けがれる」「絶対家に電話しないでよ、迷惑だから」などと言つたりした挙句、教室後方の黒板にチョークで「Aは、後にくるな」と書いたりした。さらに、児童Fは女子児童の顔を拳で殴り、泣かせるというトラブルを発生させ、Aが児童Fの家族に報告の電話をすると、「家にかけるなつて前にも言つたじやん」「うそつき」「かけたら殺すつて言つたじやんか」等と言つて反発した。上記のような児童Fを中心とするトラブルや事故は、夏休みを挟んで2学期が開始した後も終息することはなかつた。

そして、9月28日、Aは児童Fの母親から、

「児童Fのことですが：4年生になつてから、ひんぱんに先生から電話をもらうようになりこちらも精神的にまいつています」「私から見て先生の方は少し神経質すぎるのでは…と思つてあります。あまりにもひんぱんに電話をいたぐるので精神的にまいつていますし仕事にも集中できません」「先生はちゃんと子どもの話を聞いていますか?」「先生の方も過剰に反応しすぎだと思います。もう少し先生が厳しく子どもたちに接していただきたいです」「今ままの状態では学校へ通わせることを考えなければなりません」と記載された手紙を受け取った。

翌日明け方、Aは自家用車を運転して市内のホームセンターに行き、購入したガソリンを車内に撒いて火を付け、自殺した(享年24歳)。

上記期間中、Aは初任者研修として週1回ないし2回の参観授業等の研修を受けていた。また、Aが授業に出られないときは他の教諭が代わりに授業を行つたほか、5月頃以降は、C教頭やE教諭が空き時間を利用してクラスに立ち入り、指導の補助をすることがあつた。

本件は、Aの遺族である原告Xが、Aの自殺

は過重な公務によりうつ病に罹患し、引き続く公務による過重な心理的負荷によりうつ病を増悪させたことよつて引き起こそされたものである、と主張して、地方公務員災害補償法に基づく公務災害の認定を請求したが、公務外の災害であると認定する処分を受けたため、本件処分の本庁である被告Y基金に対し、処分の取消しを求めたものである。

2 裁判所の判断

請求認容(公務外認定処分取消)。

① Aは、5月中旬頃、「自分の中に鉛のように重い何かがある」等と記載しており、この頃うつ病を発症したものと認められる。

上記期間中、Aは初任者研修として週1回ないし2回の参観授業等の研修を受けていた。また、Aが授業に出られないときは他の教諭が代わりに授業を行つたほか、5月頃以降は、C教頭やE教諭が空き時間を利用してクラスに立ち入り、指導の補助をすることがあつた。

本件は、Aの遺族である原告Xが、Aの自殺

は過重な公務によりうつ病に罹患し、引き続く強度な心理的負荷を与えるものであつたと理解するのが相当である。

③ 「Aがうつ病を発症した後も、児童Fは、…

：問題行動を頻繁に繰り返したほか、種々の方法で授業を妨害したことが認められ、また、児童Fの他にも、複数名の児童の問題行動が頻繁に発生し、学級運営が円滑に進まない状態が恒常化していたと認められる。そして、Aは、自殺直前の平成16年9月28日に、児童Fの母親からAの指導に対する抗議とともにれる手紙を受け取つたことによつて強い精神的打撃を受け、本件自殺へと至つたものと考えられるのであるから、Aは、上記児童らの指導を含む公務に当たり、うつ病発症以前にも増して強い心理的負荷を受けたものと推認される。加えて、…教頭や学年主任等の管理職が出席する平成16年6月9日の「○○会議」の議事録において、Aについて「思いこみ激しい、つまりぬプライド強し」と記載されるなど、「学級運営の困難」の原因がA自身の指導方法や資質にあるかのような指摘がなされていましたことが認められることからして

に對して適切な支援が行われたとは到底認められない。」

なお、控訴審である東京高裁平成24年7月19日判決・平成24年（行コ）42号は、Yの控訴を棄却した（Yが上告せず確定）。

3 問題点の考察

本件は、法的には、うつ病による自殺が公務災害であるか否かが争われたため、業務とうつ病発症との因果関係について的一般論が注目されているが、学校にとって重要なのは、教員がうつ病を発症したことを疑わせる事情が生じた場合における支援体制の問題である。本判決は、B小学校内におけるAに対する支援体制が不十分であり、これによりAのうつ病が憎悪して自殺に至った、と判示しており、本件の事実上の「被告」はB小学校と言えなくもないからである。

実際、本件において、Aに対するB小学校としての支援体制や、関係者間の情報交換が、不十分であった感は否めない。Aは事実上、年度

当初より、初任者研修資料に自己の心情を種々記載していたり、Eの前で床に突つ伏して激しく泣くなど、やや尋常でない言動をしていたわけであり、養護教諭をはじめAから直接相談を受けた教員もB小学校内にいたはずであるのに、Aの置かれた状況や心身の状態について、関係者間でどのような情報が交換されていたかは必ずしも明確でなく、Aの精神面に生じていた問題を、教員としての能力ないし適性の問題として認識していた可能性もないではない。特に、Aの自殺前日に児童Fの保護者から届いた手紙については、Aによる指導に対する抗議なし批判が含まれていたことが明らかである以上、この時点で児童Fおよび保護者との対応について、学校全体で対応する体制を整えるべきであり、Aについては以後、児童Fの従前の行動に関する情報提供のみを行えば足りることとしておけば、Aの精神上の負担は相当程度軽減され、自殺という最悪の事態は避けられた可能性が否定できない（この点はC教頭に対する証人尋問中で、裁判所が明確に指摘しているところである）。

もつとも、精神上の不調に対し消極的な評価がいまだ根強い状況の下では、教員の個々の言動を捉えて治療や休養を勧奨することが、常に適切とは限らない。特に、教員のように個人の裁量が比較的大きい業務においては、精神上の不調が原因であるのか、あるいは当人の能力がないし適性に問題があるのかを、外部から判断することが困難な場合も生じうる。また、そもそも学校における教員配置が決して余裕のあるものと言えない現状では、他の教員が自己的業務に加えて他の教員の業務を支援する体制を調整すること自体、事実上限界があるであろう。

従って、学校としては、当該教員の言動に明らかな通常でないものが含まれるようになつた場合や、当該教員から支援の要請があつた場合に、迅速適切に対応できる体制を整えておくことが合理的であろう。また、精神上の不調や疾患は、教員のみならず児童生徒にも生じうる現象であるから、教員がこれに対する正確な知識を有し、的確な対処を取れるようにするため、研修等を通じて知識や情報を共有しておくことも、有益であると考えられる。